

第 1 回土地利用関連計画策定懇談会 意見要旨

【計画統合に関する意見】

- 都市計画マスタープラン、立地適正化計画、緑の基本計画の 3 つを統合し、新たな計画として策定する際、各計画の根拠法令における記載すべき事項を確実に含めるとともに、全体の一体性を保つ必要がある。
- 都市計画マスタープラン、緑の基本計画の計画期間を令和 7 年度末に前倒しし、新たに 10 年間の計画期間とする統合計画を策定する。
- 計画を統合することで、従来の方法であれば表面化しにくいコンフリクトやトレードオフ、あるいは相乗効果、コベネフィットなどが議論できる場が生まれることが一番のメリットであると感じた。

【公共交通と拠点整備に関する意見】

- 「コンパクト・プラス・ネットワーク」を実現するため、地域公共交通計画との連携を強化し、公共交通と拠点の在り方を具体化する必要がある。

【土地利用と防災に関する意見】

- 居住誘導区域と浸水想定区域が重なるエリアについては、リスクの周知とともにハード・ソフト両面からの安全対策が必要とされている。
- 市役所が浸水リスクを抱える現状を踏まえ、災害対策本部の移転や避難誘導を明確に示し、防災力を強化することが求められる。

【産業と農業に関する意見】

- 立地適正化計画に基づき、居住と都市機能の誘導を進めつつ、産業誘導エリアを位置づけ、優良農地の保全と工業誘致の調和を図ることが必要である。
- 中山間地を活用し、土地利用コストを抑えながら製造業や産業の誘致を促進する取り組みが求められる。

【緑と環境に関する意見】

- 緑の基本計画に記載すべき事項を、新計画の各テーマに反映させるとともに、緑が持つ多面的な機能を活かした計画を進める必要がある。
- 豊かな自然環境の保全やエコロジカルネットワークの強化を通じて、持続可能な環境の構築を目指す必要がある。

【多様な市民との共生に関する意見】

- 外国人住民を含む「多様な市民」との共存を目指し、計画に具体的な取り組みを示す必要がある。

【公共空間の活用に関する意見】

- 指定管理制度やエリアマネジメントを活用し、公共空間を地域の魅力創出や活性化の場として整備することが重要である。
- 都市再生整備計画や広場利用などの事例を参考に、官民連携を進めながら活用方針を具体化する必要がある。